

令和6年広審第2号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年11月29日05時15分半僅か過ぎ

山口県柳井港東方の海岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 499トン

全 長 70.12メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び構造

Aは、平成28年1月に進水した船尾船橋型の鋼製貨物船兼砂利運搬船で、操舵室前部中央に操舵スタンド、その右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側に電子海図システム及びレーダー2台をそれぞれ備え、同室の左舷側天井に船橋当直者の動きを5分間検知できなければ警報音を発するように設定された第一種船橋航海当直警報装置のセンサーが設置されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、石灰石754トンを積載し、船首2.2メートル船尾3.7メートルの喫水をもって、令和4年11月29日00時40分山口県三田尻中関港を発し、大島瀬戸を経由する予定で、広島港に向かった。

a受審人は、出港操船を終えて昇橋した二等航海士に船橋当直を委ね、降橋して自室で休息をとり、04時45分山口県屋代島西方沖合で再び昇橋し、同航海士から引き継いで単独の船橋当直に就き、同沖合を北上した。

ところで、a受審人は、航海中の船橋当直及び出入港操船以外は適宜自室で休息をとることができており、作業等による疲れもなかったもので、船橋当直に就いたとき、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった。

a受審人は、電子海図システム及びレーダー1台を作動させ、操舵スタンド後方に置かれたひじ掛け及び背もたれの付いた椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、05時11分少し前柳井港東防波堤灯台から131度（真方位、以下同じ。）1,450メートルの地点で、針路を017度に定めて自動操舵とし、9.9ノットの速力

(対地速力、以下同じ。) で進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、周囲に他船を認めなかったことから気が緩み眠気を催したが、間もなく転針予定地点に達するので、それまで眠気を我慢できるものと思い、椅子から立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、大島瀬戸西口に向く針路とする転針予定地点を通過して柳井港東方の海岸に向首続航し、05時15分半僅か前ふと目覚めて船首至近に同海岸を認め、手動操舵に切り替えて右舵一杯とし、機関を中立運転としたものの、及ばず、05時15分半僅か過ぎ柳井港東防波堤灯台から072度1,720メートルの地点において、Aは、船首が027度を向き、6.3ノットの速力となったとき、柳井港東方の海岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船首部船底外板に修理を要しない擦過傷を生じ、自力離礁して山口県阿月漁港に入港した。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚げは、夜間、屋代島西方沖合において、広島港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、柳井港東方の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、屋代島西方沖合において、単独の船橋当直に就き、広島港に向けて航行中、周囲に他船を認めなかったことから気が緩み眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務が

あった。しかるに、同人は、間もなく転針予定地点に達するので、それまで眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、柳井港東方の海岸に向首進行して同海岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿